資料２

PCT 翻訳文の提出期間の延長について

１．PCT における国内出願手続

PCT（特許協力条約）に基づく国際出願においては、優先日（国際出願日と認められた日又はパリ条約に基づく優先権主張を伴う場合は、その主張の基礎となる出願の日）から、出願人が特許を取得したい国として指定した国における審査に移行するまでの期間（国内移行期間）が定められている。外国語による国際出願の場合は、この国内移行期間内に翻訳文等の提出がない指定国においては、出願が取り下げられることとなる。

（１）PCT の概要

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty; PCT）は、1970 年 6 月 19 日に採択され、1978 年 1 月 24 日に発効した。同年 6 月 1 日から、同条約に基づく国際出願の受付が開始されている。我が国においては、同年 10 月 1 日から実施されている。

それまで、複数の国で特許を取得しようとする場合、それらの国の官庁に別々に出願しなければならず、出願日もそれぞれの官庁に申請があった日となっていたところ、本条約により、締約国のいずれかの官庁（又は WIPO に設置された国際事務局）に複数国を指定して国際出願をすると、その最初の申請に基づいて出願日が統一的に決まることとなった。例えば、日本にいる出願人が、日本に加えて米国とフランスを指定して日本特許庁に出願すると、日本特許庁における出願日が米国・フランスにおいても出願日となり、その後各国で特許審査が行われることとなる。

また、本条約により、各国手続開始前の先行技術調査の実施、方式の統一等により、多数国出願と各国別審査に要する労力重複の軽減を図るとともに、開発途上国援助（技術情報の提供、特許制度発展のための技術援助）が促進されることとなった。

（２）国際出願の手続の流れ

PCT においては、同条約に基づく国際出願日を認められた出願は、各指定国において国際出願日から正規の国内出願としての効果を有することとされている（PCT 第 11 条）。さらに、国内段階へ移行するためには、出願人は指定官庁・選択官庁に対し、所定の期間内に翻訳文等を提出しなければならない（PCT 第 22 条・第 39 条）。この翻訳文の提出がなかった場合は、その国際出願は取り下げられたものとみなされ、消滅する（PCT 第 24 条(1)(iii)・第 39 条(2)）。

（３）翻訳文の提出期限

PCT において、翻訳文を提出する期限は、条約第 2 条(xi)の優先日（国際出願日と認められた日又はパリ条約に基づく優先権主張を伴う場合は、その主張の基

礎となる出願の日）【参考資料】から 1 年 8 月（20 ヶ月）又は国際予備審査の請求があった国際出願については、優先日から 2 年 6 月（30 ヶ月）とされており、かつ、締約国は、自国に提出される翻訳文の提出期間をこれより遅いときに満了するよう定めることができる旨規定している（PCT 第 22 条・第 39 条）。

日本においては、翻訳文の提出期間を 1 年 8 月（20 ヶ月）又は国際予備審査の請求があった国際出願については 2 年 6 月（30 ヶ月）としている（特許法第 184 条の 4）。また、提出すべき書類は、国際出願の際に提出した明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文である。

２．翻訳文の提出期限延長の要請

PCT の実際の出願実務において、出願人は国際出願日をなるべく早い期日に得るよう最初の国際出願は早急に行う一方、実際に各指定国に国内移行するための判断については、国内移行期間が満了となる直前に行うこととなる。具体的には、国際調査報告の結果を検討した上で、優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査の請求をしないと判断した場合は、優先日から 20 ヶ月以内に国内移行手続を行わなければならず、国際予備審査の請求をした場合は、国際予備審査報告の結果等を検討した上で、優先日から 30 ヶ月以内に国内移行するか否かの判断を行わなければならない。これらの判断に当たっては、特許権取得の可能性、事業化の可能性を含め慎重に行うこととなるため、多くの出願の場合、最終的判断は、国内移行期限の間近になる。

このため、国内出願の際に提出が必要となる翻訳文の作成期間が圧迫されることになり、品質の劣悪な翻訳文が提出される場合が少なくない。このような翻訳文は、審査効率を著しく低下させるもので、特許庁の審査処理の遅延の一因となる一方、公開情報として頒布されても却って技術内容の把握等に支障をきたすこととなる。

このような実情を踏まえ、翻訳文の提出に猶予を与えるべきであるとの要請がある。

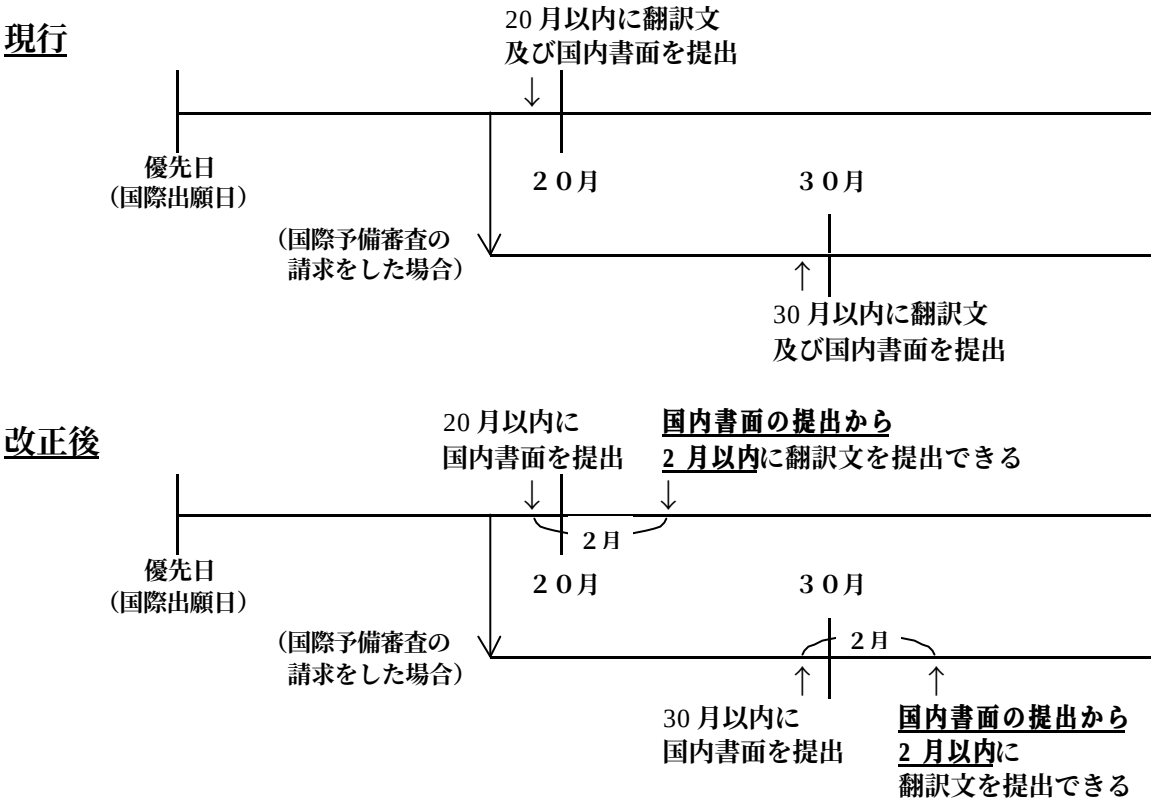

３．各国の状況

（１）米国

出願人が国内基本手数料を支払い、国際出願の翻訳文を優先日から 20 ヶ月又は 30 ヶ月以内に提出していない場合は、翻訳文を提出すべき期間を定めた通知が出願人に送付され、出願人は、処理手数料が支払われることを条件に、翻訳文を提出することができる。【参考資料】

（２）欧州

PCT 出願の国内段階への移行期限である優先日から 31 ヶ月の期間内に翻訳文の提出のないときは、その出願は取下げとみなされ、この場合、欧州特許庁は出願人にその旨の通知をする。通知後 2 ヶ月以内に出願人が翻訳文を提出し、かつ、追加料金を支払った場合は、取下げはなかったものとみなされる。【参考資料】

（３）WIPO における議論

PCT の手続の簡素化及び合理化を目的とする PCT リフォーム提案においては、ユーザーの利便性向上と質の高い翻訳文による出願の質の向上の為に、翻訳文の提出期限を別途設ける旨の提案が議論されている。

４．翻訳文提出期限延長のあり方

欧米においても翻訳文提出に猶予を与える例があることを踏まえ、日本を指定国・選択国とする PCT 外国語出願についても、その翻訳文の提出は、出願人が国内移行をすることを決めた後の一定期間内に行う猶予を与えることが適当ではないか。

（１）猶予期間

PCT に基づく国際出願ではなく、日本の特許法に基づく出願が外国語で行われた場合（外国語書面出願（特許法第 36 条の 2）においては、翻訳文の提出について出願日から２ヶ月の猶予期間が与えられており、当該出願における翻訳文の質の向上に寄与している。この期間について、特に期間が短いとの強い懸念がないことに鑑み、猶予期間は２ヶ月とすることが適当ではないか。

（２）猶予の要件

国内移行期間を単に延長するだけでは、出願人の国内移行の判断時期が後ろ倒しされるだけで、翻訳文の質向上につながらないおそれがある。したがって、制度を設計する際には、国内移行をする判断は従来の国内移行期間内に行うこととしつつ、翻訳文の提出期限のみを延長するといった手当てが必要ではないか。

５．国内移行期間について

第 13 回 PCT 同盟総会（9 月 24 日から 10 月 3 日まで開催）において、国内移行手続を行うための期間を、国際予備審査の請求の有無に関わらず、一律、優先日から 30 ヶ月に改正する提案について議決を行うこととなっている。また米国及び欧州では、この議決の結果に関わらず、独自に同様の措置を実施する方針を固めている。これらの動向を踏まえつつ、我が国においても国内移行期間を一律 30 ヶ月とする制度改正を可能な限り早急に行うこととする。

【参考資料】

○特許法

外国語でされた国際特許出願の翻訳文）
第百八十四条の四　外国語でされた国際特許出願（以下「外国語特許出願」という。）の出願人は、条約第二条（xi）の優先日（以下「優先日」という。）から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)(a)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年六月。以下「国内書面提出期間」という。）以内に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面（図面の中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。
２　前項の場合において、外国語特許出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。
３　国内書面提出期間内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。
４　第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。）の属する日までに限り、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。
５　第百八十四条の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

○特許協力条約

第二条　定義
（xi）「優先日」とは、期間の計算上、次の日をいう。
（ａ）国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日
（ｂ）国際出願が第八条の規定による二以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの日
（ｃ）国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴わない場合には、その出願の国際出願日

第二十二条　指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払
（１）出願人は、優先日から二十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し（第二十条の送達が既にされている場合を除く。）及び所定

の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から二十箇月を経過する時までにそれらの事項を届け出る。

（２）国際調査機関が第十七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、(1)に規定する行為をすべき期間は、(1)に定める期間と同一とする。

（３）国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

第三十九条　選択官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

（１）（ａ）締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十二条の規定は、当該締約国については適用しないものとし、出願人は、優先日から三十箇月を経過する時までに各選択官庁に対し、国際出願の写し（第二十条の送達が既にされている場合を除く。）及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。

（ｂ）国内法令は、(a)に規定する行為をするため、(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

（２）第十一条(3)に定める効果は、出願人が(1)(a)に規定する行為を(1)(a)又は(b)に規定する当該期間内にしなかつた場合には、選択国において、当該選択国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

（３）選択官庁は、出願人が(1)(a)又は(b)の要件を満たしていない場合においても、第十一条(3)に定める効果を維持することができる。

○欧州特許条約

第 108 規則（特定の要件の不履行の結果）

（１）国際出願の翻訳、審査請求が期限内に提出されない、又は、国内基本手数料、調査手数料が期限内に支払われていない、あるいは、指定手数料が期限内に支払われていない場合は、欧州特許出願は取下げられたものとみなす。

（２）締約国の指定のうち、指定手数料が期限内に支払われていないものについては、取下げられたものとみなす。

（３）(1)及び(2)に基づき、出願又は締約国の指定を取下げる場合、欧州特許庁は出願人に対し通知しなければならない。その場合、第 69 規則(2)が準用される。 ただし、その通知の送付から２月以内に、怠った手続をし、かつ追加手数料が支払われた場合は、取下げはなかったものとみなす。

○米国特許法

第 371 条（国内段階：手続の開始）
（ｃ） 出願人は特許商標庁に対し、次にものを提出しなければならない。
（１） 第 41 条(a)(4)の規定により定められた国内手数料
（２） ‥略‥。その国際出願が外国語で提出された場合には、英語による翻訳文
（ｄ） (c)(1)の国内手数料に関する要件、(c)(2)の翻訳文、‥略‥は国内段階が開始される日まで、若しくは特許商標庁長官が定める期日までに満たさなければならない。これらの要件が満たされなかったときは、このような不作為が避けられなかったことを特許商標庁長官が満足するほどに説明しない限り、当事者により放棄されたものとみなす。‥略‥

○米国特許法施行規則

§1.494（指定官庁としての米国における国内段階への移行）
（§1.495（選択官庁としての米国における国内段階への移行））
（ｂ） 当該出願が放棄されることを避けるためには、出願人は優先日から 20 月（30 月）以内に特許商標庁に対して、次の(1)及び(2)を提出しなければならない。
（１） 出願が事前に国際事務局から送達されている場合、又は最初に米国特許商標庁に提出されていた場合を除き、国際出願の写し。
（２） 基本国内手数料。この 20 月（30 月）の期限は延長されない。
（ｃ） 出願人が、優先日から 20 月（30 月）の期間の満了前に(b)の要件を満たしたが、次のいずれか又は両方を提出しなかったときには、出願人にはその旨通知し、出願が放棄されることを避けるために、英語での翻訳文の提出、及び宣誓書の提出に必要な期間が与えられる。§1.492(f)に規定する取扱手数料の支払は、優先日から 20 月（30 月）の経過後には翻訳文の受理のために必要とされる。‥略‥

【参考資料】
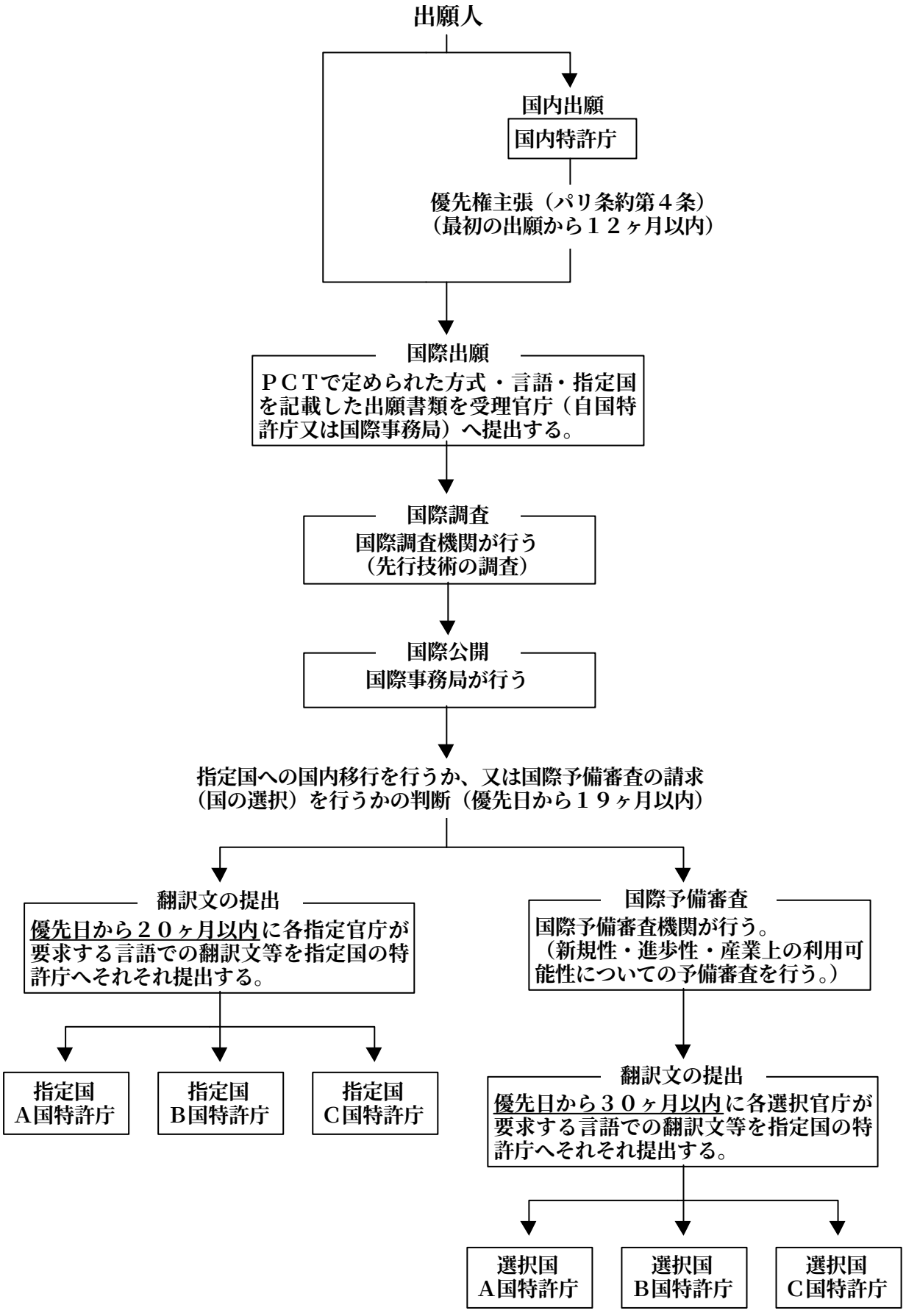
ＰＣＴ出願の手続の流れ